

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に準じて公告する。

平成30年 3月 13日

公益財団法人島根県体育協会 理事長 有 澤 寛

1 一般競争入札に付する事項

(1) 入札の業務名及び数量

島根県立サッカー場 清掃業務委託 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書による

(3) 履行（契約）期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで（2年間）

(4) 履行場所

島根県益田市乙吉町631番地2 島根県立サッカー場

(5) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、非課税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

入札に参加する者は次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 島根県の建築物における衛生環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第7号、第8号に掲げる事業について、島根県知事の登録を受けている者であること。
- (4) 島根県の「庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱」（昭和62年島根県告示第211号）第5条第2項の規定により、清掃業務においてはA等級に格付けされた者であること。
- (5) 島根県が行う庁舎の清掃業務、警備業務等委託の入札について、指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (6) 日常清掃業務を自ら実施できるものであること。
- (7) 島根県益田市、浜田市に本店、支店又は営業所を有し、緊急時の速やかな対応が可能なものであること。

- (8) 平成27年4月1日からこの公告の日までに、益田市、浜田市、鹿足郡で官公庁又は社会体育施設において、清掃業務を12月以上継続して誠実に履行した実績を有すること。
- (9) 建築物環境衛生管理技術者の資格取得を有する者であること。
- (10) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定された期日までに、別に定める入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出した者であること。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (12) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者ではないこと。

3 担当施設

〒698-0003 島根県益田市乙吉町631番地2
島根県立サッカー場
TEL 0856-23-2644
FAX 0856-23-2710

4 入札の場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先
上記3と同じ
- (2) 入札説明書の交付期間及び方法
平成30年 3月13日（火）～ 3月22日（木）までの間（休館日（月曜日）を除く日）の午前9時から午後5時まで、上記3の場所において交付する。
- (3) 入札参加申込み
平成30年 3月23日（金）午後5時までに、上記3の場所に提出する。
- (4) 入札の日時及び場所
ア 日 時 平成30年 3月28日（水） 午後 1時 30分
イ 場 所 島根県益田市乙吉町631番地2 島根県立サッカー場 会議室
- (5) その他
郵送、ファックス、電話等による入札は認めない。

5 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札者が見積った契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の

2各号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するとき、当該入札者の入札を無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第7号、第8号に掲げる事業について、島根県知事の登録を受けている者であること。

(8) 建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者であること。

(9) その他

詳細は入札説明書による。